

2017年改定学習指導要領における教育方法に関する記述[†]

丸山 剛史*
宇都宮大学教育学部*

宇都宮大学教育学部教育実践紀要 第4号 別刷

2018年2月28日

2017年改定学習指導要領における教育方法に関する記述[†]

丸山 剛史*

宇都宮大学教育学部*

本稿は、2017年改定小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の特質の検討に関する覚書である。本稿では、義務教育として行われる普通教育の完成段階である中学校の学習指導要領を中心に、必要に応じて小学校学習指導要領にも言及しつつ、(1) 学習指導要領の記述量、(2) 教師の教育活動のあり方を規定すると思われる「〇〇活動を通して」という教育方法に関する記述に注目し、それらの変化を明らかにしようとした。検討の結果、(1) 2017年改定中学校学習指導要領は近年では記述量が最も多いこと、(2) 特に社会科と技術・家庭科の記述量が増加していること、(3) 「〇〇活動を通して」はほぼすべての教科・領域に導入されるようになったこと、(4) その点は小学校の場合も同じであること、などを明らかにした。

キーワード：2017年改定中学校学習指導要領、2017年改定小学校学習指導要領、教育方法

1. はじめに

本稿は、2017年3月に改定された「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」の特質を検討するための覚え書きである。

2017年改定学習指導要領（以下、新学習指導要領）に関しては、中央教育審議会教育課程企画特別部会における論点整理が公表され、改定の方向性が明らかにされると、その批判的検討が始まり、特質の解明も試みられ、単行本も出版されている¹。今後、高等学校学習指導要領も改定され、検討も最終局面を迎えれば論点が出揃うことになろう。

ところで、新学習指導要領では、「総則」にさきだつ前文において、文部科学省（以下、文科省）が改めて「学習指導要領」の定義を、次のように記している。

「学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、

公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。」

こうした記述は、改定前の学習指導要領（2008年改定学習指導要領、以下、現行学習指導要領）にはない。上記のような記述が挿入された意図は何か。

文科省が改めて「学習指導要領」の定義を記したことに対して、筆者は次のような懸念をもつ。一つは文科省が「学習指導要領」の性格変更を検討しているのではないかということであり、いま一つは「学習指導要領」の教育史的意義が消し去られるのではないかということである。

1点目に関しては、学校教育法及び学校教育法施行規則、特に学校教育法施行規則第52条において「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」（中学校等はこの規定を準用）とし、「学習指導要領」は「教育課程の基準」であることはすでに法令上において明らかである。にもかかわらず、新学習指導要領の前文で「教育課程の基準を大綱的に定めるもの」と記し、「大綱的に定めるもの」という字句を挿入し法令とはやや異なる表記をしている。

これまで知られていなかったが、文科省（現・文科省）・教育課程審議会（現・中央教育審議会教育課程部会）は、過去に「学習指導要領」の名称を変更することも検討していた。最終的には「学習指導

[†] Tsuyoshi MARUYAMA*: Description about teaching method in the course of study revised in 2017

Keywords : the course of study for junior high school revised in 2017, the course of study for elementary school revised in 2017, teaching method

* School of Education, Utsunomiya University
(連絡先: marusan@cc.utsunomiya-u.ac.jp)

要領」の名称は存続されたが、かわりに文末表記を変えることにより基準性ないしは拘束性を強化する案が出されていた（例：～するものとする（拘束度1））²。今回の「学習指導要領」の定義に関する文科省の定義明記も、たんに学習指導要領の意義を再確認したというのではなく、今後「学習指導要領」の性格変更を実施していく際の布石ではないかと危惧するところである。

2点目は、上記のことともかかわるが、「学習指導要領」の歴史的意義が消し去られるのではないかということに対する危惧である。そもそも「学習指導要領」は、旧学制下の教師用教科書（教師用書、以下、教師用書）に代わるものとして作成されたものであり、「教授」から「学習指導」への転換³、そして教師の教育の自由（教師の教育の自由という表現が不適当ならば教師の裁量、教師の創意工夫の余地とでも表記すればよいだろうか）を重視して作成されたものであった。

周知のように、文部省『学習指導要領 一般編（試案）昭和二十二年度』の「序論」-「一 なぜこの書はつくられたか」には「学習指導要領」発刊の意図が次のように記されている。

「いまわが国の教育はこれまでとちがった方向に向かって進んでいる。この方向がどんな方向をとり、そんなふうのあらわれを見せているかということは、もはやだれの胸にもそれと感ぜられていることと思う。このようなあらわれのうちでいちばんたいせつだと思われることは、これまでとかく上の方からきめて与えられたことを、どこまでもそのとおりに実行するといった画一的な傾きのあったのが、こんどはむしろ下の方からみんなの力で、いろいろと、作りあげて行くようになって来たということである。／これまでの教育では、その内容を中央できめると、それをどんなところでも、どんな児童にも一様にあてはめて行こうとした。だからどうしてもいわゆる画一的になって、教育の実際の場での創意や工夫がなされる余地がなかった。このようなことは、教育の実際にいろいろ不合理をもたらし、教育の生気をそぐようなことになった。…しかもそのようなやり方は、教育の現場で指導にあたる教師の立場を、機械的なものにしてしまっ、自分の創意や工夫の力を失わせ、ために教育に生き生きした動きを少なく

するようなことになり、時には教師の考えを、あてがわれたことを型どおりにおしえておけばよい、といった気持ちにおとしられ、ほんとうに生きた指導をしようとする心持を失わせるようなこともあったのである。／もちろん教育に一定の目標があることは事実である。また一つの骨組みに従って行くことを要求されていることも事実である。しかしそういう目標に達するためには、その骨組みに従いながらも、その地域の社会の特性や、学校の施設の実情や、さらに児童の特性に応じて、それぞれの現場でそれらの事情にぴったりの内容を考え、その方法を工夫してこそよく行くのであって、ただあてがわれた型のとおりにはやるのでは、かえって目的を達するに遠くなるのである。またそういう工夫があつてこそ、生きた教師の働きが求められるのであって、型のとおりにはやるのなら教師は機械にすぎない。そのために熱意が失われがちになるのは当然といわなければならない。これからの教育が、ほんとうに民主的な国民を育てあげて行こうとするならば、まずこのような点から改められなくてはなるまい。このために、直接に児童に接してその育成の任に当たる教師は、よくそれぞれの地域の社会の特性を見てとり、児童を知って、たえず教育の内容についても、方法についても工夫をこらして、これを適切なものにして、教育の目的を達するように努めなくてはなるまい。／（中略：引用者）この書は、学習の指導について述べるのが目的であるが、これまでの教師用書のように、一つの動かすことのできない道をきめて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教科課程をどんなふうにして生かして行くかを教師自身が自分で研究して行く手びきとして書かれたものである。（後略：引用者）」

このように、学習指導要領は、「教育に一定の目標があることは事実である。また一つの枠組みに従って行くことを要求されていることも事実である」と述べ、教育目標の全国的な基準の必要性を認めつつも、教師は「機械」ではないことを確認し、教師が教育活動を「工夫」する余地を積極的に認めていた。そして、「この書は…これまでの教師用書のように、一つの動かすことのできない道をきめ

て、それを示すような目的でつくられたものではない」とし、旧学制下の教師用書にかえて作成されたものであったことを明らかにしている。したがって、前述のように、教育課程の基準性のみが強調されたのでは「学習指導要領」の教育史的意義の理解が不十分だといわざるを得ない⁴。

こうした観点に立つとき、気になるのは学習指導要領における教育の方法（以下では便宜的に「教育方法」と略記）に関する記述である。教育課程とは、「子どもの人格形成設計ないしは子どもの人格と学力の統一的発達のプログラム」であり⁵、学習指導要領の記述は教育の内容（教育の目標＝内容）に限定されるべきであろう。指導過程や学習形態といった教育方法に関する事項をも規定することには疑問を感じる。教育方法に関して言及するようになれば、教師の教育活動がそれらの記述内容に規定されるようになるからである。しかし、現実には学習指導要領には教育方法に関する記述があり、それが教科の性格や教師の教育活動のあり方を規定してきたように思われる⁶。

いずれにしても、本稿では、試みに新学習指導要領における教育方法に関する記述、特に教師の教育活動のあり方を規定するような記述の有無を検討してみようと思う。以下では、紙幅の都合もあり、「義務教育として行われる普通教育」（学校教育法第21条）の完成段階である中学校の学習指導要領を中心に検討することとする。必要に応じて小学校学習指導要領にも言及する。

2. 学習指導要領の記述量の増加傾向

教師の教育活動のあり方を規定する記述を確認する前に、学習指導要領の記述量を確認しておく。ある研究者は1999年改定高等学校学習指導要領の特質を検討した際、89年改定高等学校学習指導要領と比較し、量的に増加していることを指摘し、それは規定される内容が増えたことを意味すると語ったことがあった。この指摘は首肯できる。そこで、本稿でも新学習指導要領の記述量を検討しておきたい。

表1に示したように、2017年改定中学校学習指導要領は近年では記述量が最も多い。『官報』に告示されるようになった1958年以降の量的変遷を確認してみると、選択教科としての農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科が設置されていた58年及び

69年改定学習指導要領を除けば、新学習指導要領の記述量は近年では最も多い。

現行学習指導要領と比較しても、現行学習指導要領が108ページであるのに対して新学習指導要領は152ページとなっており、ページ数にして1.4倍であり、量的に大幅に増加していることがわかる。

新学習指導要領における文字数の内訳を表2に示した。総則、各教科・領域、いずれもページ数が増加しているが、総則、社会科、技術・家庭科でのページ数増加が著しい。

小学校学習指導要領の場合は、外国語科が新設されているので、記述量が増えていることはすぐに理解できると思うが、中学校教育課程の場合は教科の新設は行われていないので、記述量増加の意味が気になるところである。記述量増加の意味を慎重に検討する必要はあるが、上記のような記述量増加は規定される内容が増えたかと考えるべきではなからうか。

3. 「○○活動を通して」という表記の増加

学習指導要領には、以前から「○○を通して」という表記があり、それが教師の教育活動を規定し、教科の性格をも規定した場合もあった。こうした見方の適否はともかく、新学習指導要領では、「○○活動を通して」という教師の教育活動を規定する表記が増加しているように思われる。

(1) 「目標」記述について

まずは教育目標に関して規定した、各教科・領域の「第1 目標」部分をみてみよう（以下、下線はいずれも引用者による）。

1) 国語

「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

2) 社会

「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。」

表1 中学校学習指導要領の量的変遷

	文字数(概算)	備考			典拠
		文字数	行数	総ページ数	
1958年改定	267,512	34	28	281	文部省調査局編『文部時報別冊 中学校学習指導要領』, 1958年
1969年改定	248,472	34	28	261	文部省『中学校学習指導要領』, 大蔵省印刷局編集発行, 1969年
1977年改定	117,096	34	28	123	文部省『中学校学習指導要領』, 大蔵省印刷局編集発行, 1977年
1989年改定	118,048	34	28	124	文部省『中学校学習指導要領』, 大蔵省印刷局編集発行, 1989年
1998年改定	108,576	36	29	104	文部省『中学校学習指導要領』, 大蔵省印刷局編集発行, 1998年
2008年改定	136,080	36	35	108	文部科学省ウェブページ掲載
2017年改定	191,520	36	35	152	文部科学省ウェブページ掲載

注1. 文部科学省ウェブページ掲載のものは次のURLを参照

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youryou/main4_a2.htm)。最終確認2017年10月31日。

注2. 58年・69年改定学習指導要領時の教育課程には農業・工業・商業・水産・家庭が設定されていた。

表2 新・現行中学校学習指導要領の量的比較

	2017年改定					2008年改定			
	文字数(概算)	備考				文字数(概算)	備考		
		文字数	行数	ページ数	増加分		文字数	行数	ページ数
総則	13,860	36	35	11	+6	6,300	36	35	5
国語	15,120	36	35	12	+1	13,860	36	35	11
社会	30,240	36	35	24	+7	21,420	36	35	17
数学	16,380	36	35	13	+3	12,600	36	35	10
理科	26,460	36	35	21	+4	21,420	36	35	17
音楽	10,080	36	35	8	+2	7,560	36	35	6
美術	10,080	36	35	8	+3	6,300	36	35	5
保健体育	21,420	36	35	17	+4	16,380	36	35	13
技術・家庭	15,120	36	35	12	+5	8,820	36	35	7
外国語	12,600	36	35	10	+3	8,820	36	35	7
道徳	6,300	36	35	5	+1	5,040	36	35	4
総合的な学習の時間	3,780	36	35	3	+1	2,520	36	35	2
特別活動	7,560	36	35	6	+2	5,040	36	35	4

注. 文字数・行数・ページ数はいずれも文部科学省・ウェブページ掲載の「中学校学習指導要領」による。

3) 数学

「数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

4) 理科

「自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

5) 音楽

「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

6) 美術

「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

7) 保健体育

「体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

8) 技術・家庭

「生活の営みに係る見方・考え方や技術の見方・考え方を働かせ、生活や技術に関する実践的・体験的な活動を通して、よりよい生活の実現や持続可能な社会の構築に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

9) 外国語

「外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

10) 特別の教科 道徳

「第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」

11) 総合的な学習の時間

「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」

12) 特別活動

「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動を自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。」

以上のように、国語、社会、数学、音楽、美術、技術・家庭、外国語の「目標」記述において「○○活動を通して」という表記が用いられていた。「○○活動」という字句が使用されていなくても、理科では「観察、実験などを行うことなど」、特別活動では「集団や自己の生活上の課題を解決すること」といったように活動を実施することが求められている。保健体育科の場合は、「目標」記述に活動に関する字句がなくても、「内容」記述において「体づくり運動」、「器械体操」、「陸上競技」、「水泳」など、スポーツ等の種目名を指定されており、他教科より規定のしかたが直接的である。

こうした「○○活動を通して」という記述はこれまでほとんどなかった。現行学習指導要領の「目標」記述で該当箇所は次のとおりであった。

1) 数学

「数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実施し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。」

2) 音楽

「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」

3) 美術

「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」

4) 特別活動

「望ましい集団活動を通して、心身の調査のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」

小学校学習指導要領の場合も用語使用の状況はほぼ同じである。

新学習指導要領では、国語、社会、算数、理科、生活、図画工作、家庭、外国語、外国語活動、特別活動において行為を伴う活動を実施することが求められている。

現行学習指導要領では、算数、生活、音楽、図画工作、家庭、特別活動の「目標」記述において「○活動を通して」という表記が用いられていた。

(2) 「内容」記述について

以上は、「目標」記述に関してであったが、「第2目標及び内容」のうちの「内容」記述（以下、「内容」記述）においてはさらに多い。ここでは、学習指導要領の記述量が大幅に増加するとともに、関連記述の変化も小さくないと思われる社会科と技術・家庭科に限定して検討してみる（前出の表2参照）。

1) 社会科

社会科においては、下記のすべての内容項目に関して、「課題を追究したり解決したりする活動を通して」、所定の事項を身に付けることが求められている。

〔地理的分野〕

- A 世界と日本の地域構成
 - (1) 地域構成
- B 世界の様々な地域
 - (1) 世界各地の人々の生活と環境
 - (2) 世界の諸地域
- C 日本の様々な地域
 - (1) 地域調査の手法
 - (2) 日本の地域的特色と地域区分
 - (3) 日本の諸地域
 - (4) 地域の在り方

〔歴史的分野〕

- A 歴史との対話
 - (1) 私たちと歴史
 - (2) 身近な地域の歴史
- B 近世までの日本とアジア
 - (1) 古代までの日本
 - (2) 中世の日本
 - (3) 近世の日本
- C 近現代の日本と世界

(1) 近代の日本と世界

(2) 現代の日本と世界

〔公民的分野〕

- A 私たちと現代社会
 - (1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色
 - (2) 現代社会を捉える枠組み
- B 私たちと経済
 - (1) 市場の働きと経済
 - (2) 国民の生活と政府の役割
- C 私たちと政治
 - (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則
 - (2) 民主政治と政治参加
- D 私たちと国際社会の諸課題
 - (1) 世界平和と人類の福祉の増大
 - (2) よりよい社会を目指して

繰り返しになるが、以上の内容すべてにわたって、「課題」「解決」「活動」を行うことが求められている。規定内容や例示が多ければ、教科指導あるいは授業は、学習指導要領に記されたことを実行するだけの作業に貶められてしまうのではないだろうか。

2) 技術・家庭科

社会科の次に記述量が増加しているのが技術・家庭科である。技術・家庭科、特に技術科は、社会科よりも活動の内容が詳細に記されている。

〔技術分野〕

- A 材料と加工
 - (1) 「生活や社会を支える材料と加工の技術について調べる活動を通して」
 - (2) 「生活や社会における問題を、材料と加工の技術によって解決する活動を通して」
 - (3) 「これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動を通して」
- B 生物育成の技術
 - (1) 「生活や社会を支える生物育成の技術について調べる活動などを通して」
 - (2) 「生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して」
 - (3) 「これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して」
- C エネルギー変換の技術
 - (1) 「生活や社会を支えるエネルギー変換の技

術について調べる活動などを通して」

- (2) 「生活や社会における問題を、エネルギー変換の技術によって解決する活動を通して」
- (3) 「これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して」

D 情報の技術

- (1) 「生活や社会を支える情報の技術について調べる活動などを通して」
- (2) 「生活や社会における問題を、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって解決する活動を通して」
- (3) 「生活や社会における問題を、計測・制御のプログラミングによって解決する活動を通して」
- (4) 「これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して」

技術科は、「○○について調べる活動」、「○○について考える活動」が少なくなく、教科指導のあり方が変化するのではないだろうか。

〔家庭分野〕

家庭分野の場合は「○○に向けて考え、工夫する活動を通して」という表記で統一されている。「考え」「工夫する」のは、次の内容に関してである。

A 家族・家庭生活

- (1) 自分の成長と家族・家庭生活
- (2) 幼児の生活と家族
- (3) 家族・家庭や地域との関わり
- (4) 家族・家庭生活についての課題と実践

B 衣食住の生活

- (1) 食事の役割と中学生の栄養の特徴
- (2) 中学生に必要な栄養を満たす食事
- (3) 日常食の調理と地域の食文化
- (4) 衣服の選択と手入れ
- (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作
- (6) 住居の機能と安全な住まい方
- (7) 衣食住の生活についての課題と実践

C 消費生活・環境

- (1) 金銭の管理と購入
- (2) 消費者の権利と責任
- (3) 消費生活・環境についての課題と実践

家庭科も、すべての内容項目について「考える」ことが求められており、現行学習指導要領における教科指導のあり方に変化が求められるのではないか。

4. まとめ

以上のように、新学習指導要領は、記述量が近年では最も多かった。中学校学習指導要領の場合は、社会科と技術・家庭科の記述量増加が著しかった。

また、教師の教育活動を規定するであろう、「○○活動を通して」という字句がほぼすべての教科・領域の「目標」記述に挿入されるようになっていた。この点は、小学校の場合も同じであった。

前述のように、学習指導要領が教育課程の基準であるならば、教育目標＝内容に関して規定することは納得できる。しかし、教育方法に関する記述を挿入し、それを詳細に記述する方向で記述量が増加していくことは、教師の創意工夫の余地を制限することにならないだろうか。

ここでは問題提起に止めるが、今後、上記の変化の影響に注意を払い、学習指導要領の規定のしかたに関する検討を深めたい。

参考文献

- ¹ 子どもと教科書全国ネット21編『大問題！ 子ども不在の新学習指導要領』（合同出版、2016年）、日本教育方法学会編『学習指導要領の改訂に関する教育方法学的検討——「資質・能力」と「教科の本質」をめぐって——』（図書文化、2017年）など。
- ² 詳しくは、丸山剛史「女子特性論、能力・適性等に応じた教育の展開と1969年版中学校学習指導要領「技術・家庭科」の家庭生活技術化」『日本教育学会大会研究発表要項』第74集、2015年、150-151ページ。
- ³ 当時、東京文理科大学教授のまま、文部省教科書局教材研究課課長を務めていた石山脩平は、「学習指導の意義」を次のように述べている。「ここに『学習指導』とは、これまで教師の立場から『教授』といわれてきたものを、生徒の立場と教師の立場を結びつけて、生徒の『学習』を教師が『指導』するという意味で用いた言葉である。」（文部省関係書各課課長合著『新制中学教育指針』新教社、1947年9月、41ページ）
- ⁴ 学習指導要領と「教育課程の基準」をめぐらる問題

に関しては、植田健男「学習指導要領と教育課程編成権」日本教育法学会編『教育法の現代的争点』法律文化社、2014年、166-171ページを参照されたい。

⁵ 「教育課程」（執筆者は水内宏）平原春好・寺崎昌男編集代表『新版 教育小事典 第3版』学陽書房、2011年、72ページ。

⁶ 筆者が関心を寄せている、中学校技術・家庭科の技術分野（以下、技術科）は、ものをつくりながら学ぶ教科と説明され、その点が論争点になった。詳しくは原正敏・他編『技術教育の歴史と展望』か（開隆堂出版、1975年、242-248ページ）を参照されたい。上記のような説明の原因は、学習指導要領の「目標」記述に「設計・製作などの学習経験を通して」（1958年改定学習指導要領）、「図面の製図と読図を通して」等（69年改定）のように「○○を通して」と記され、教科指導の方法を規定したからであると思われる。そのため、こうした表記に疑問をもつようになった。

平成29年10月31日 受理

Description about teaching method in the course of study revised in 2017

Tsuyoshi MARUYAMA*

* School of Education, Utsunomiya University